

I 退職手当

1 概要

退職手当は、県費負担の常勤職員が、勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が原則として6月以上で退職したとき、県から本人(死亡の場合は遺族)に支給されます。

ただし、退職した職員が引き続いて国又は他の地方公共団体に就職した場合で、再就職先で勤続期間が通算される場合は在職期間が通算され、福島県からは支給されません。

また、暫定再任用職員又は定年前再任用短時間職員として勤務後に退職したときは、再任用期間の退職手当は支給されません。

なお、懲戒免職等の処分を受けたときは原則として退職手当が支給されません。

- 【根拠条例】
- ・福島県職員の退職手当に関する条例
 - ・福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例



退職手当の支給に該当すると思われるが、所属から受給の手続きについて連絡等がない場合は、所属の事務担当者を確認してください。

2 支給対象職員

- (1) 県費負担の常勤職員(フルタイム会計年度任用職員及び再任用職員を除く)で、勤続期間6月以上(傷病、死亡退職等の場合は1日以上)勤務した者。

(「3(1)エ 勤続期間」(I-3 ページ)を参照)

- (2) 県費負担のフルタイム会計年度任用職員のうち、雇用関係が継続している場合において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(以下「勤務日数」という。)が18日(1月間の勤務日が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数(職員みなし日数))以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、その超えるに至った日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務した者。

→ (1) の職員とみなし退職手当条例の規定が適用されます。

(「3(5)フルタイム会計年度任用職員の退職手当」(I-8 ページ)を参照)



・ I-12ページ(1)の書類を提出後に、1日も間を空けず引き続いて国家公務員や他の地方公共団体の公務員となり、勤続期間が通算される場合に該当することとなった場合は、直ちに、遅くとも退職日より前までに、福利課に御連絡ください。

・ 退職後、引き続き国家公務員等となり勤続期間が通算され、かつ、給料月額等が大幅に下がる場合、退職手当は退職時の給料月額等で計算されるため、支給額が大幅に少なくなることがあります。

通算後の退職手当については、再就職先の退職手当に関する規定等によりしますので、再就職先に確認してください。

3 計算方法

$$\text{退職手当額} = \text{基本額(退職時の給料月額} \times \text{支給率)} + \text{退職手当の調整額}$$

※ 6 月超 12 月以下で退職したフルタイム会計年度任用職員の退職手当額については、条例に基づき計算した額の 100 分の 50 となります。

(1) 基本額

ア 退職時の給料月額

退職時点で発令されている給料表上の給料月額で、教職調整額、加算額及び給料の調整額を含みます。

なお、給与構造改革及び給与制度の総合的見直しに伴う経過措置としての差額保障の額は含みません。

イ 基本額に係る特例

(ア) 勧奨退職者の退職時給料月額の特例

以下の a の要件を全て満たした職員が、公務運営上やむを得ない理由により規則に則り退職した場合、退職時の給料月額を b の特例給料月額とします。

a 要件※当分の間、定年引上げ制度導入前の定年制度下の要件が維持されます。

- ・ 勤続期間が 25 年以上あること
- ・ 年齢が 50 歳以上であること
- ・ 59 歳到達年度の 3 月 31 日までに退職すること

b 特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (0.02 \times (60 \text{ 歳} - \text{退職時年齢}))\}$$

(イ) ピーク時特例

ピーク時特例とは、給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が改定されたことがある場合、退職手当額が大きく下がらないようにするための、退職手当額の基本額に係る特例です。

a 給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合（給料の調整額の解除、給料表の異動、降任等の特例）

平成 18 年 4 月 1 日以後の期間で、特定減額前給料月額※ > 退職時給料月額
のときに適用され、基本額を次式により算定します。

※ 特定減額前給料月額 = 「給料月額の減額改定以外の理由」による減額がなかった場合に受けていたであろう給料月額のうち、最も高いもの。一般的には減額日前日の給料月額を指します。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{基本額}} = \boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} \\ + \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \left(\boxed{\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率}} - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} \right) \end{array}$$

- b 定年引上げに伴い、60 歳超の期間の給与が 7 割水準に減額される職員に対しても、ピーク時特例を適用します。
(「3(4)定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例」(I -6 ページ)を参照)

ウ 支給率

支給率は、退職事由及び勤続期間に応じた率です。

「(表1)退職手当支給区分・支給率一覧表」(I-14 ページ)を参照

工 勤続期間

(ア) 勤続期間の計算

勤続期間は、「職員として引続いた在職期間」で計算します。

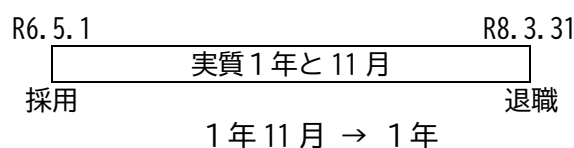
在職期間は、「職員となった日の属する月から退職した日の属する月」までの年月数で計算します。月途中の採用又は退職であっても、その月は1月とします。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

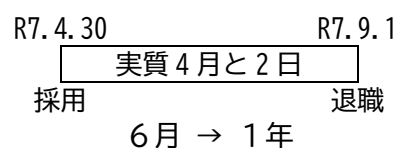
ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とし、死亡、傷病退職の場合は、在職期間が1日以上あれば1年とします。

〔勤続期間の例〕

《例 1》



《例2》



《例3》

S63.5.10	H元.4.1	R8.3.31
←	37年11月	→
講師	教諭	退職
勤続期間 37年11月 → 37年とする。		

(イ) 在職期間の除算

在職期間のうち、休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。

ただし、現実には職務に従事した日がある月は除算期間に含めません。

- a **3分の1** に相当する期間を除算する場合

- (a) 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達する日の属する月までの期間に限る)
- (b) 育児短時間勤務

b 2分の1 に相当する期間を除算する場合

- (a) 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職期間(公務上又は通勤による傷病による休職の場合を除く)
- (b) 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
- (c) 職員の分限に関する条例第 2 条第 1 号(公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件を満たすものを除く)又は第 5 号(公務上又は通勤による災害である場合を除く)の規定による休職期間
- (d) 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定による大学院修学休業の期間
- (e) 育児休業の期間(上記 a(a)を除いた期間)
- (f) 自己啓発等休業の期間(公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合に限る)
- (g) 高齢者部分休業の期間

c 全期間 を除算する場合

- (a) 職員団体の専従休職の期間
- (b) 自己啓発等休業の期間(b(f)の場合を除く)
- (c) 配偶者同行休業の期間(平成 26 年 7 月 4 日施行)

【除算の例】

《例 1》 休職期間がある場合

S63.5.10 H5.7.5 H7.9.4 R8.3.31	全在職期間：37 年 11 月 休職期間：2 年 1 月 …上記 b(a) 勤続期間：36 年 $37 \text{ 年 } 11 \text{ 月} - (2 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \times 1/2) = 36 \text{ 年 } 10.5 \text{ 月}$
--	--

《例 2》 育児休業期間がある場合

H21.4.1 H28.7.10 H30.3.31 R8.3.31 ※子の誕生日 H28.5.14	全在職期間：17 年 0 月 休職期間：H28.7.10～H29.5.13(上記 a(a)) <u>10 月(1/3 除算)</u> H29.5.14～H30.3.31(上記 b(e)) <u>10 月(1/2 除算)*H29.5 は 1/3 除算</u> 勤続期間：16 年 $17 \text{ 年} - \{(10 \text{ 月} \times 1/3) + (10 \text{ 月} \times 1/2)\} =$ 17 年 - 8.333 月 = 16 年 3.667 月
--	--

(ウ) 在職期間の通算

- a 退職した職員が、退職の日又はその翌日に再び職員となった場合は通算します。
 - b 国家公務員等から、1 日も間を空けず引き続いて本県の職員となった場合について、国又は当該地方公共団体等における退職手当に関する規定等において、本県の職員としての勤続期間を国家公務員等としての勤続期間に通算することと定めているときは通算されます。
- ただし、国家公務員等の期間で退職手当が支給されている場合や、相互通算

規定が適用されない場合は通算されません。

- c フルタイム会計年度任用職員については、「「福利厚生事務の手引き」の退職手当」の該当ページを参照してください。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、次のア、イの場合を除き、平成8年4月1日以後の職員の在職期間の各月(休職月等を除く)ごとに、職員の適用区分に応じた調整額(月額)のうち、その額が多いものから60月分の調整額(60月に満たない場合は当該各月の調整額)を合計した額で、「基本額」に加算します。

ただし、フルタイム会計年度任用職員は対象外です。

ア 勤続4年以下の退職者(自己都合退職者以外)及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については、下記により計算した額の2分の1に相当する額となります。

イ 勤続9年以下の自己都合退職者については、退職手当の調整額は支給されません。

「(表2)退職手当の調整額適用表」(I-15ページ)を参照

《例》 退職手当の調整額の計算(経験年数38年の場合(経験年数=在職期間と仮定))

教諭(大学4卒)の場合			月数	年月	校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分			職務段階別 加算割合	特 別 調整額	区分
10%	37.11	6号	1	R8.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R8.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R8.1	20%		3号
⋮					⋮		
10%	37.00	6号	12	R7.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R7.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R7.2	15%	3種	4号
⋮					⋮		
10%	35.01	6号	35	R5.5	15%	4種	4号
10%	35.00	6号	36	R5.4	15%	4種	4号
10%	34.11	7号	37	R5.3	15%	4種	4号
⋮					⋮		
10%	33.01	7号	59	R3.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	R3.4	15%	4種	4号
10%	32.11	7号	61	R3.3	15%	5種	5号

教諭の場合

6号 36月×32,500円＝ 1,170,000円
 7号 24月×27,100円＝ 650,400円
 合計 60月 1,820,400円

校長の場合

3号 12月×59,550円＝ 714,600円
 4号 48月×54,150円＝ 2,599,200円
 合計 60月 3,313,800円

- 経験年月数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」による年月数で、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。
- 職務段階別加算割合は、期末・勤勉手当の明細書(「職務段階加算額・率」欄)で確認できます。

(3) 経過措置

ア 新制度の施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

退職手当額が、新制度の施行日前日である平成 18 年 3 月 31 日に、同じ理由で退職したと仮定して計算した額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 > 新条例等退職手当額 → **新制度施行日前日額を保障**
(H18.3.31 時点の給料月額) × (H18.3.31 までの期間に対応する支給率)

イ 育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が 1 歳に達する日までの育児休業に係る期間の 1/3 に相当する期間を除算します。

新制度施行日前日額は、旧制度で計算するため 1/2 に相当する期間を除算します。

育児休業期間(1 歳まで)の除算

{	新条例等退職手当額 → 1/3 除算
	新制度施行日前日額 → 1/2 除算

※新制度の施行から約 20 年経過していることから、現在では、新条例等退職手当額が新制度施行日前日額より低くなることはありません。

(4) 定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ定年を引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

60 歳に達した職員の退職手当については、以下の措置が講じられます。

年度	定年年齢
令和 4 年度まで	60 歳
令和 5 年度～6 年度	61 歳
令和 7 年度～8 年度	62 歳
令和 9 年度～10 年度	63 歳
令和 11 年度～12 年度	64 歳
令和 13 年度以降	65 歳

ア 職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日(特定日)以後、7 割水準の給料月額となる場合は、退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

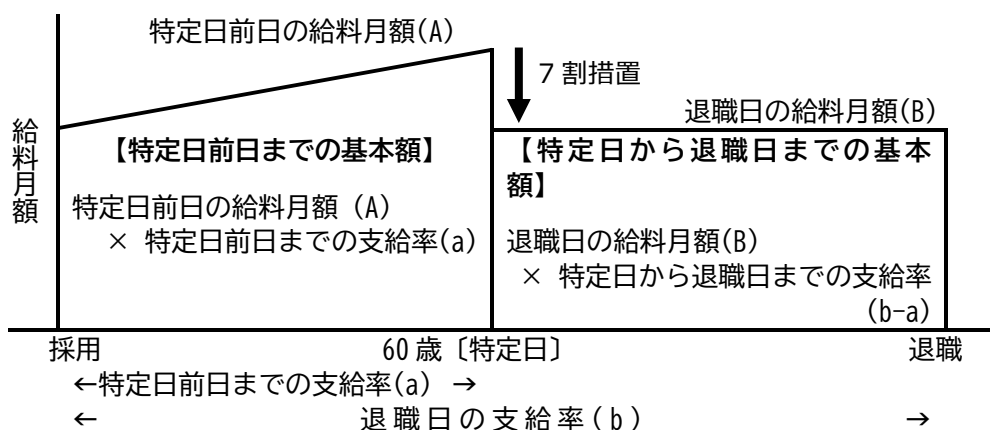
イ 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

ただし、定年の定めのない職員(臨時的職員等法律により任期を定めて任用される職員など)には適用されません。

なお、支給率は改定される可能性があり、算定の基礎となる支給率は退職時に規定されている支給率となります。

○ 定年延長に伴う「基本額」の計算方法

特定日前日の給料月額(A) × 特定日前日までの支給率(a)
+ 退職日の給料月額(B) × 特定日から退職日までの支給率(b-a)



《例》小学校 教諭(大卒 22 歳採用者)が満 61 歳の 3 月 31 日に退職した場合

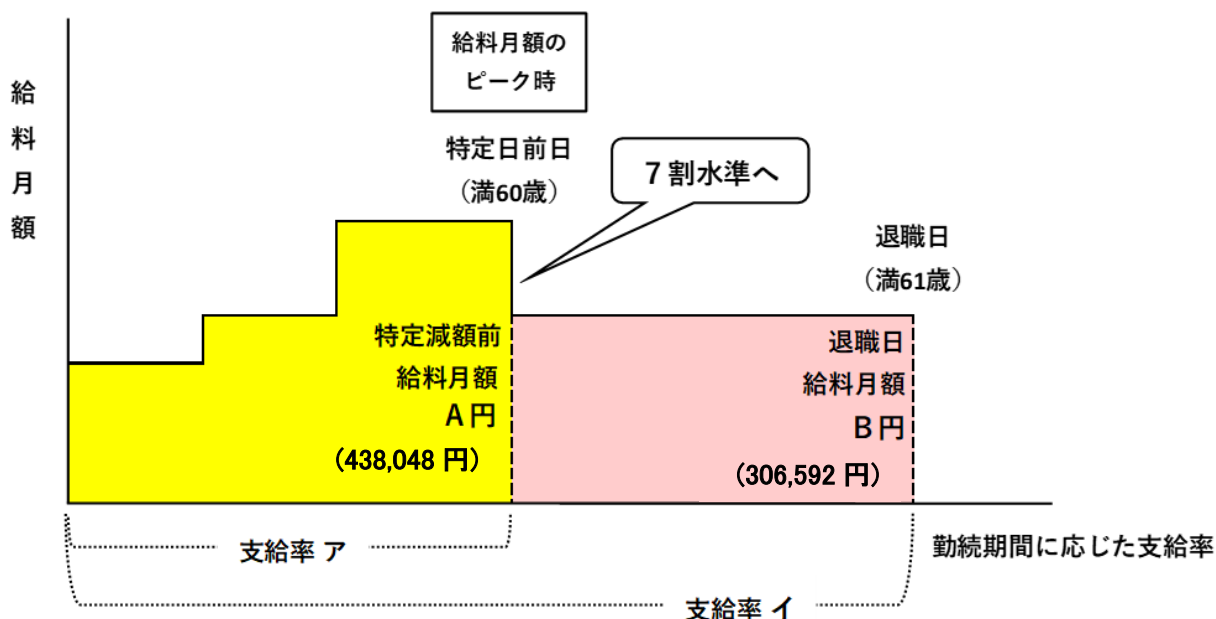
特定日前日の給料月額 438,048 円 …小中教育職 2 級 161 号給

勤続期間：38 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職

退職日の給料月額 306,592 円 …小中教育職 2 級 161 号給の 7 割水準

勤続期間：39 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職

$$\begin{aligned} \text{基本額} &= A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) \\ &= 438,048 \text{ 円} \times 47.709 + 306,592 \text{ 円} \times (47.709 - 47.709) = 20,898,832 \text{ 円} \end{aligned}$$



・支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35 年」以上は一定のままで変わりません。

・上記は計算例のため、実際の支給額とは異なります。

※ 上記の計算例について、「基本額」は特定日以降に退職しても同額となりますが、「退職手当の調整額」については、勤続年数(経験年数)が長くなることによって増額となる場合があります (I-5 ページ参照)。

「退職手当の簡易計算シート」を御利用ください。

「現時点の退職手当額を知りたい。」、「今後の働き方の検討資料にしたい。」、「自分で退職手当額を計算したい。」といった御要望を受け、御自身の情報を基に、簡単に自分で退職手当額の簡易試算ができる Excel シートです。

ライフプランの検討や退職手当の額の規模感を掴みたい場合などに御活用ください。

【掲載場所】

○ ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyokugaido.html>

○ デスクネット 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職手当の簡易計算シート

※計算シートや簡易計算シート使用マニュアルについて御質問等がある場合は、福利課まで電子メールでお問い合わせください。

電子メールアドレス: fukurika_taite@pref.fukushima.lg.jp

(5) フルタイム会計年度任用職員の退職手当

フルタイム会計年度任用職員が退職した場合、退職の日又はその翌日に同一任命権者に再びフルタイム会計年度任用職員として採用されたときは、雇用関係が事実上継続していると認められ、在職期間の計算は、引き続いて在職したものとして取り扱います。

(パートタイム会計年度任用職員は対象外です。)

- ア 勤務日数は、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日とし、法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含みます。

勤務日数に含まれる日	勤務日数に含まれない日
通常勤務日 休職期間 休暇（年次有給休暇、病気休暇等）等	週休日※ …土曜日、日曜日 休日 …祝日、12月29日～1月3日 欠勤した日 …時間単位の欠勤も含む。

※ 週休日の振替等により勤務日に指定された場合は、勤務日数に含む。ただし、時間外勤務による勤務時間とした場合は、「常勤職員について定められている勤務時間」に該当しないため、勤務日数には含まない。

- イ 勤務日数が1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合、退職手当条例上はその日をもって退職したものとして取り扱います。該当する場合は、下記ウを参考に、速やかに退職手当の受給手続きを行ってください。

1月間の日数※	職員みなし日数
20日以上	18日
20日未満	18日－(20日－1月間の日数) [例] 令和5年1月の場合 1月間の日数：19日 職員みなし日数＝18日－(20日－19日) ＝18日－1日＝17日

※ 1月間の日数＝1月の総日数から、週休日及び休日を除いた日数

ウ フルタイム会計年度任用職員に係る在職期間

【凡例】

- …勤務日数が、職員みなし日数以上ある月
- × …勤務日数が、職員みなし日数未満の月
- ▲ …退職手当が支給される時点

(ア) 退職手当が支給される例

<例1> 4/1（月の初日）任用、10/1（月の中途）退職

勤務月が6月を超える（7月目は引き続き同一の雇用条件により勤務した日が1日以上必要）と、職員とみなして、退職手当条例の規定が適用され、退職手当が支給されます。

なお、同一任命権者におけるフルタイム会計年度任用職員の期間を通算して勤務月が6月を超える場合も同様の扱いとなり、退職手当が支給されます。

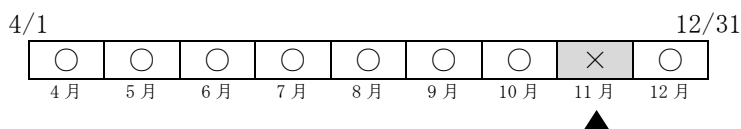
4/1	10/1
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	×
4月	5月
6月	7月
8月	9月
10月	



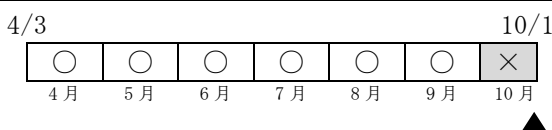
任用日	4/1
退職日	10/1
在職期間	4/1～9/30

<例2> 4/1(月の初日)任用、11月は職員みなし日数未満、12/31(月の末日)退職

勤務月が6月を超え、勤務日数が土日祝日を含めて月末までの全日を勤務したとしても職員みなし日数以上勤務しないことが明らかになったときは、1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合に当たり、退職手当条例上はその日をもって退職(原則自己都合)扱いとなり、退職手当が支給されます。任用上の退職とは異なりますので御注意ください。

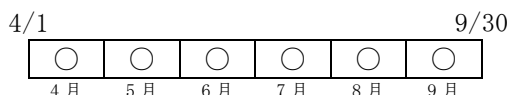


任用日	4/1
退職日	12/31
在職期間	4/1～10/31

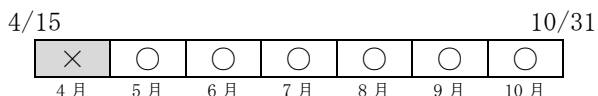
<例3> 4/3 (月の中途) 任用、10/1 (月の中途) 退職

任用日	4/3
退職日	10/1
在職期間	4/3～9/30

(イ) 退職手当が支給されない例

<例1> 4/1 (月の初日) 任用、9/30 (月の末日) 退職

任用日	4/1
退職日	9/30
在職期間	4/1～9/30

<例2> 4/15 (月の中途) 任用、10/31 (月の末日) 退職

任用日	4/15
退職日	10/31
在職期間	5/1～10/31

<例3> 4/1(月の初日)任用、9月が職員みなし日数未満、3/31(月の末日)退職

任用日	4/1
退職日	3/31
在職期間	4/1～8/31
	10/1～3/31

4 所得税・住民税等の控除

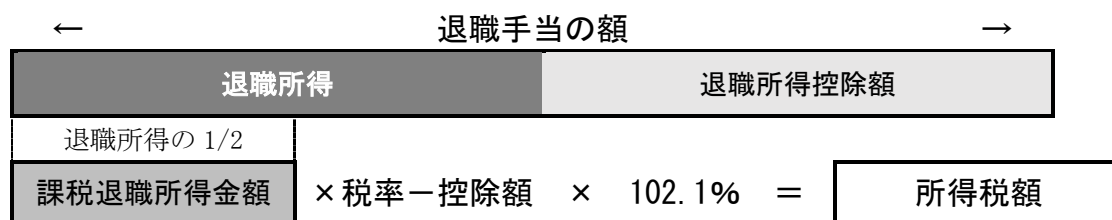
退職手当は、所得税法上「退職所得」とされ、所得税(平成25年1月1日以降の退職者は復興特別所得税を含む。)及び住民税(市町村民税及び県民税)が源泉徴収されます。退職所得は他の所得と区分して扱う「分離課税」のため、原則として確定申告は必要ありません。

(1) 所得税(復興特別所得税を含む)

所得税額は、退職手当額から退職所得控除額(「退職所得控除額表」参照)を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、「所得税率・控除額対応表」の税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額は

ありません。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。

$$\text{所得税額(1円未満切り捨て)} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$



《例》退職手当額 22,784,032 円、勤続年数 39 年の場合

$$37,879 \text{ 円} = (742,000 \text{ 円} \times 5\% - 0 \text{ 円}) \times 102.1\%$$

◎課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000 円未満切り捨て)

$$742,000 \text{ 円} = (22,784,032 \text{ 円} - 21,300,000 \text{ 円}) \times 1/2$$

●退職所得控除額表（一般退職の場合）

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

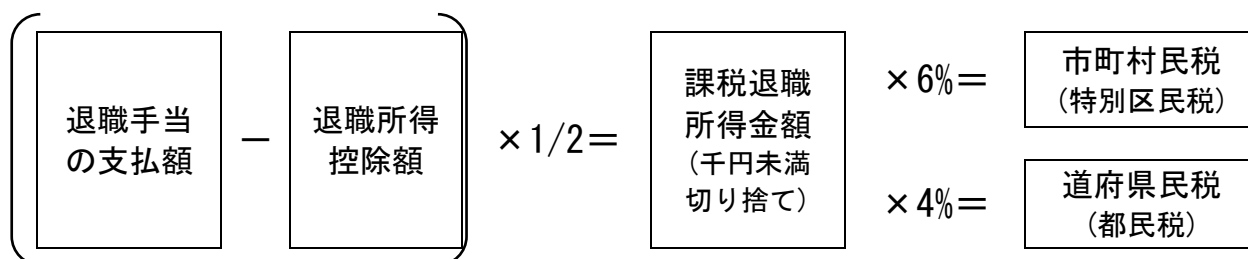
※ 10 年以下については、40 万円×勤続年数で計算します。
(80 万円に満たない場合は 80 万円とします。)

●所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000 円以下	5 %	—
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10 %	97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20 %	427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23 %	636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円超	40 %	2,796,000 円

(2) 住民税（市町村民税及び県民税）

退職手当の支払額から退職所得控除額を差引いた後の金額に 1/2 を乗じた額が課税退職所得金額です。税率は、市町村民税(特別区民税)は 6%、道府県民税(都民税)は 4% です。各税額の 100 円未満は切り捨てます。



《例 6》住民税の計算例

課税退職所得金額	×	市町村民税(6%)	=	44,500 円
742,000 円	×	都道府県民税(4%)	=	29,600 円

(3) 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

毎月の給与から控除される住民税は、前年の所得に基づき住民税の年額を毎年 6 月から翌年 5 月まで分割したものです。

給与から住民税を控除(特別徴収)されている者が、1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職する場合は、退職によって給与から控除できなくなる額を退職手当から一括控除されます。

年度末退職の場合は、4 月と 5 月の 2 か月分について退職手当から一括控除することとなります。

退職後の住民税について

退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

税額は、前年の所得から計算されますので、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が予想されます。退職した翌年以降は、退職後 1 年目の所得から税額が計算されます。

(4) 共済組合貸付金等の償還

退職時に貸付金の償還未済額がある場合は、全額を一括して退職手当から控除します。地方職員共済組合の貸付金も同様です。

5 請求手続き



退職手当を受給するには、「退職手当の受給申出書」の提出が必要です。詳しい手続きは、例年11月下旬に所属所に通知しますので、事務担当者に御確認ください。

(1) 提出書類

退職手当は、本人の請求に基づいて支給されます。年度末は多数の退職者があるため、あらかじめ書類提出について通知しますので、事務担当者に御確認ください。

(様式はデスクネッツ又は福利課ホームページからダウンロードできます。)

全員提出する書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合※は、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込先口座の預金通帳の写し	金融機関名、口座番号、名義の記載部分
エ 履歴書の写し	・ 任命権者及び所属長の奥書証明は不要 ・ 年度末退職で退職(予定)日より前に提出する場合、退職に関する発令の記載は不要。ただし、給与改定及び定期昇給等の給料発令事項は記載必要。

※「障害退職の場合」とは、在職中に障害者となったことに直接基因して退職する場合をいいます。

該当する場合に提出する書類	備考
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 第2号会計年度任用職員勤務証明書 ケ 任用期間に係る出勤簿の写し	

(2) 退職手当の支給通知など

年度末退職者の退職手当の場合は、例年4月中に支給予定です。退職手当支給通知書を、退職手当の受給申出書に記載の住所に送付しますので、退職手当額や支給日を御確認ください。

また、同封の退職所得の源泉徴収票は、年金請求手続きに必要な場合があることから大切に保管してください。

(参考) 退職手当の計算例

項 目	計算結果等	説 明	参考
1 退職時 年齢	61 歳	昭和 39 年 10 月 1 日生 令和 8 年 3 月 31 日退職 60 歳以降定年前退職…退職事由は「定年退職」となる。	I-6 ㉔ (4)イ
2 勤続期 間	37 年	昭和 62 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 小学校教諭 平成 3 年 9 月 25 日～平成 5 年 12 月 4 日休職 2 年 2 月 39 年－(2 年 2 月×1/2)＝ <u>37 年 11 月</u> (1 年未満切捨て)	I-3 ㉔ エ～ I-4 ㉔
3 退職時 給料月額	306, 592 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)	I-7 ㉔ 退職日
4 特定減額 前給料月額 に係る減額 日前日の給 料月額	438, 048 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む) ※令和 7 年 3 月 31 日の給料月額	I-7 ㉔ 特定日前 日
5 支給率	上記 3) 47.709…① 上記 4) 47.709…②	(表 1)支給率一覧表「定年等-改正後」の欄 勤続年数 35 年以上、退職事由: 定年 ①37 年(上記 3 退職時勤続期間) ②36 年(上記 4 特定日前日まで)	I-14 ㉔(表 1)
6 退職手当 の基本額 (ピーク時 特例なし)	14, 627, 197 円	退職時の給料月額×5①の支給率 306,592 円×47.709 …勤続期間 35 年以上は同一	I-6 ㉔ (4) I-7 ㉔
7 退職手 当の基本 額 (ピー ク時特例 あり)	20, 898, 832 円	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 4×5②＝438, 048 円×47.709＝20,898,832.032 イ 特定減額前給料月額に係る減額日から退職日までの 額 3×(5①－5②)＝306,592 円×(47.709－47.709)＝0 ア＋イ＝20,898,832 円	I-6 ㉔ (4) I-7 ㉔
8 退職手 当の調整 額	1, 885, 200 円	経験年数 39 年(経験年数＝在職期間と仮定) 最終学歴 大学 4 年 6 号区分(職務段階加算 10%かつ経験年数 35 年以上の期間) 48 月×32,500 円＝1,560,000 円 7 号区分(職務段階加算 10%かつ経験年数 35 年未満の期間) 12 月×27,100 円＝ 325,200 円 ※調整額の高い順に 60 月分の合計額を基本額に加算	I-5 ㉔ (2) I-15 ㉔(表 2)
9 退職手 当の額	22, 784, 032 円	6又は7に8を加算した額で最も高い額 6＋8＝ 16, 512, 397 円 <u>7＋8＝ 22, 784, 032 円</u>	
10 所得 税・住民 税等の控 除額	111, 979 円	所得税 37, 879 円 ＋ 市町村民税 44, 500 円 ＋ 都道府県民税 29, 600 円 ＝111, 979 円 (共済組合の貸付金償還未済額はなし)	I-10 ～ I-11 ㉔
11 差引支 給額	22, 672, 053 円	9－10＝22, 672, 053 円	

(表1)退職手当支給区分・支給率一覧表

(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

改正前：平成18年3月31日以前

改正後：平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合	
	改正前	改正後
1	0.502200	0.502200
2	1.004400	1.004400
3	1.506600	1.506600
4	2.008800	2.008800
5	2.511000	2.511000
6	3.766500	3.013200
7	4.394250	3.515400
8	5.022000	4.017600
9	5.649750	4.519800
10	6.277500	5.022000
11	7.432560	7.432560
12	8.169120	8.169120
13	8.905680	8.905680
14	9.642240	9.642240
15	10.378800	10.378800
16	11.115360	12.881430
17	11.851920	14.086710
18	12.588480	15.291990
19	13.325040	16.497270
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	40.803750	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	定年等	
	定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	11.613375
12	10.211400	12.764250
13	11.132100	13.915125
14	12.052800	15.066000
15	12.973500	16.216875
16	13.894200	17.890875
17	14.814900	19.564875
18	15.735600	21.238875
19	16.656300	22.912875
20	21.971250	24.586875
21	23.226750	26.260875
22	24.482250	27.934875
23	25.737750	29.608875
24	26.993250	31.282875
25	33.898500	33.270750
26	35.405100	34.777350
27	36.911700	36.283950
28	38.418300	37.790550
29	39.924900	39.297150
30	41.431500	40.803750
31	42.687000	42.310350
32	43.942500	43.816950
33	45.198000	45.323550
34	46.453500	46.830150
35	47.709000	47.709000
36	47.709000	47.709000
37	47.709000	47.709000
38	47.709000	47.709000
39	47.709000	47.709000
40	47.709000	47.709000
41	47.709000	47.709000
42	47.709000	47.709000
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	公務外傷病	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	9.290700
12	10.211400	10.211400
13	11.132100	11.132100
14	12.052800	12.052800
15	12.973500	12.973500
16	13.894200	14.312700
17	14.814900	15.651900
18	15.735600	16.991100
19	16.656300	18.330300
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	39.757500	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

(表2) 退職手当の調整額適用表

調整額		行政職		教育職		研究職		医療職(二)		技能労務職							
		H18. 4. 1		級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	H18. 4. 1						H25. 4. 1以降	
		以前	以後							以前			以後				
区分	調整月額									級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲
第1号	70,400		10														
第2号	65,000	11	9														
第3号	59,550	10	8	4	職務段階加算 20%	5	特別調整額 20%(2種)										
第4号	54,150	9	7	4	職務段階加算 15% かつ、特別調整 額14%以上 (3種又は4種)	5	特別調整額 16%(3種)										
第5号	43,350	8	6	4 3	上記以外の者 職務段階加算 15%	5	上記以外の者	7 6									
第6号	32,500	7	5	3 特2 2	上記以外の者 経験年数26年以上 (大学4卒) 職務段階加算 10% かつ、経験年数 35年以上 (大学4卒)	4		5	特別調整額 12%(5種) 以上								
第7号	27,100	6	4	特2 2	上記以外の者 職務段階加算 10% (経験年数26年 以上35年未満 (大学4卒))	3		5	上記以外の者	3	9号給以上		3	33号給以上		5	
第8号	21,700	5 4	3	2 1	職務段階加算 5% (経験年数9年 以上26年未満 (大学4卒)) 職務段階加算 5%以上 (経験年数14年 以上(大学4卒))	2	—	4 3 2		3 2 1	8号給以下 7号給以上 4号給以上 6号給以下 14号給以上	上記以外 の者 当該号給 の在職期 間120月超	3 2 1	32号給以下 53号給以上 17号給以上 52号給以下 57号給以上	上記以外 の者 当該号給 の在職期 間120月超	4 3	4 当該号給 の在職期 間120月超
第9号	0	3 2 1	2 1	2 1	上記以外の者	2 1	上記以外の者	2 1	上記以外の者	2 1	4号給以上 6号給以下 3号給以下 4号給以上 6号給以下 14号給以上	上記以外 の者 上記以外 の者	2 1	17号給以上 52号給以下 16号給以下 57号給以上 56号給以下	上記以外 の者 上記以外 の者	3 2 1	上記以外 の者

経験年数は、大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校卒の場合は4年加える。